

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、令和2年2月25日に沖縄医療生活協同組合労働組合執行委員長から下記のとおり争議行為を行う旨、通知がありました。

令和2年2月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 事件（要求事項）

- (1) 全職員の基本給を月額4万円以上引き上げ、及び法人の最低賃金を時給1,500円以上とするとともに、非正規職員の労働条件を正規職員と同等とすること。
- (2) 介護職の賃金体系の改善並びに看護師の勤務形態及び労働条件の改善
- (3) 長距離勤務に伴う高速道路使用時の手当の支給及びその他手当の改善
- (4) 長時間勤務の改善並びに休暇及び休業制度の充実
- (5) 2020年夏季一時金の支給割合を全職員1.7か月とするとともに、一律28,000円を加算して支給すること。

2 期間 令和2年3月12日午前8時30分から争議解決の日まで

3 場所 沖縄協同病院、とよみ生協病院、中部協同病院、那覇民主診療所、糸満協同診療所、首里協同クリニック、浦添協同クリニック、協同にじクリニック、やんばる協同クリニック、老人保健施設かりゆしの里、安謝高齢者複合施設、美里高齢者複合施設、小規模多機能ホーム石川にじの家、地域包括支援センター古波蔵、生協ケアセンター、株式会社メディコープおきなわ、株式会社沖縄健康企画、こくら虹薬局、みさと虹薬局、うらそえ虹薬局及びまつお虹薬局

4 概要 全面ストライキを含む一切の争議行為。ただし、保安要員は除く。

